**身元保証契約書**

　使用者 を甲、被用者を乙、身元保証者2名を丙及び丁とし、甲と丙及び甲と丁の間において次のとおり契約する。

1. 乙が甲乙間の雇用契約に違反し、または故意若しくは過失によって万一甲に対し、金銭上はもちろん業務上または信用上損害を被らしめたときは、丙及び丁は直ちに乙と連帯して甲に対して、損害額を賠償するものとする。
2. 前条の損害賠償額の上限（極度額）は，　　　　万円とする。
3. 本契約の存続期間は本契約成立の日から5年間とする。
4. 甲は次の場合においては遅滞なくこれを丙に通知しなければならない。
	* 1. 乙は業務上不適任または不誠実な事跡があって、これが為に丙の責任を引き起こす恐れがあることを知ったとき。
		2. 乙の任務または任地を変更し、これが為丙の責任を加重しまたはその監督を困難ならしめるとき。

本契約を証する為、本書３通を作成し、甲丙及び丁が各自署名押印の上、各自その１通を所持する。

年 月 日

所在地

使用者名

使用者　甲　氏名 印

被用者名

被用者　乙　氏名

現住所

身元保証人　丙　氏名 印

現住所

勤務先

身元保証人　丁　氏名 印

現住所

勤務先